

「60 歳を迎えられるみなさまへのお知らせ」（2022 年 5 月の iDeCo の制度改正について）

これまでは 60 歳未満の国民年金被保険者が加入可能でしたが、2022 年 5 月 1 日の制度改正により、60 歳以上の方でも国民年金被保険者であれば iDeCo に加入いただけるようになります。すでに iDeCo に加入されている方も、次の要件を満たす場合、60 歳以降も引き続き iDeCo へ加入いただけますので、ご希望の方は、該当手続きを行って頂くようお願いいたします。

【60 歳以降も iDeCo に加入可能となる要件】

次のいずれかに該当する方

（１）国民年金に任意加入（＊１）している 60 歳から 64 歳までの方

（２）60 歳以上の国民年金第 2 号被保険者の方

（原則 60 歳から 64 歳までの厚生年金被保険者の方（＊２））

ただし、次のいずれかに該当する方は、上記要件を満たしていても加入いただけません。

① iDeCo の老齢給付金を受給された方

② 老齢年金を 65 歳前に繰上げ請求された方

（＊１）国民年金の任意加入被保険者とは、60 歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていないときや、40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60 歳以降も国民年金に加入している方です。

また、20 歳から 64 歳までの日本国籍を有する海外居住者も含みます。

（＊２）64 歳までに老齢年金の受給資格を満たしていない 65 歳から 69 歳までの方や、厚生年金保険高齢任意被保険者の方も iDeCo に加入できます。

【iDeCo 加入を継続するために必要な手続き】

●2022 年 5 月 1 日までに 60 歳の誕生日を迎えられる方

現行制度下での加入可能年齢（60 歳未満）が適用されるため、60 歳到達時に iDeCo の加入資格を喪失します。

⇒ 60 歳以降も加入継続を希望される方は、受給手続きは行わずに（＊３）、2022 年 5 月 1 日以降に、再加入の手続きを行ってください（第 2 号被保険者の方は、事業主の証明書の取得が必要となります）。

（＊３）iDeCo の老齢給付金および公的年金の老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給している方（受給していた方を含む）は加入できません。

●2022 年 5 月 2 日以降に 60 歳の誕生日を迎えられる方

①第 1 号・第 3 号被保険者の方

60 歳到達の 1 カ月前までに国民年金基金連合会宛に任意被保険者への切り替え手続き

（※）を行わない場合、60 歳到達時に iDeCo の加入資格を喪失します。

⇒60 歳以降も加入継続を希望される方は、「被保険者種別変更」の手続きを行ってください。

上記期限内に手続きが行われなかった場合、再加入の手続きが必要となります。

（※）別途、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口、または年金事務所で国民年金任意加入の手続きが必要となります。

②第2号被保険者の方

60歳以降も自動で加入継続されるため、お手続きは不要です。60歳以降、掛金拠出を希望されない方については、「加入者資格喪失」の手続きが必要になります。

※ 加入継続時においては、すでに登録している定時拠出配分は、そのまま引き継がれます。

※ ご自身の加入資格の状況に変更（転職、退職、お勤め先の企業年金の状況等）があった場合には、「登録事業所の変更」等の手続きが必要です。

（2021年12月時点）